

長野県新型コロナウイルス感染症警戒・対策本部設置要綱

第1章 総則

(設置目的)

第1 新型コロナウイルス感染症について、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するため、警戒・対策本部を設置する。

第2章 警戒・対策本部等

(組織)

第2 警戒・対策本部の構成は、本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は知事をもって充てる。

3 本部員は別表に定める職にある者又は当該職にある者があらかじめ指定した者をもって構成する。

(職務)

第3 本部長は、警戒・対策本部を総括する。

2 本部長に事故がある時は、本部長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

(本部員会議)

第4 本部長は、必要な対応等を協議するため、本部員を招集し、本部員会議を開催することができる。

また、本部員会議には、第6に規定する地方部、市町村等の出席を求めることができるものとする。

(専門家への意見聴取)

第5 本部長は、専門的知見を踏まえた対策を進めるため、必要に応じ医学・公衆衛生分野に関する専門的な知識を有する者の意見を聴取することができる。

(地方部の設置)

第6 本庁における警戒・対策本部に対応し、圏域単位の地方部を設置する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

(別表)

知事 副知事

危機管理監

危機管理部長 企画振興部長 総務部長 県民文化部長 健康福祉部長

環境部長 産業労働部長 観光部長 農政部長 林務部長 建設部長

会計局長 企業局次長 教育次長

その他本部長が必要と認める者